

## 資料 2

### 観光審議会における審議を踏まえた計画の見直しについて

番号	箇所	現行記載	観光審議会での御意見	見直し案
1	P40 基本政策 2 (3)外国人 観光客の受 入環境の整 備	外国人向けおもてなし人材の育成 特区制度を活用した「特例ガイド」制度の整備による通訳案内士の育成や、県内の善意通訳ガイドの活動支援に取り組みます。	通訳案内士法改正の内容を盛り込むべきではないか。	外国人向けおもてなし人材の育成 神奈川を訪れた外国人観光客の満足度を高める上で、おもてなし人材の育成が重要であることから、県内の善意通訳ガイドの活動を支援します。 また、通訳案内士法が改正され、無資格者でも有償でガイドができるようになるため、県内の通訳ガイドに対し、スキル向上を目的とした研修会等を実施し、質の確保に取り組みます。